

太陽光発電設備設置事業に関連する
「快適な市民生活の確保に関する条例」の一部改正について 概要

西宮市 環境局 環境総括室 環境・エネルギー推進課

1. 条例改正の目的

再生可能エネルギーの活用の一環として、市内で太陽光発電設備による発電事業が営まれています。しかしながら、電力の安定的確保を目指した国の再生可能エネルギー固定価格買取制度下において導入が進んだ大規模太陽光発電設備については、発電設備の設置により、反射光や土砂災害の懸念など地域の生活環境に様々な影響を及ぼしています。

今回の条例改正では、一定規模以上の太陽光発電設備設置事業について、その事業内容の届出制度を設け、事業者に対して、設備設置前に事業者情報の公表等、地域住民への周知を促し、周辺住民の相互理解の下、事業展開を進めるように義務づけします。

また、条例の改正にあわせて、設備設置に際してのガイドラインを作成し、市民生活への配慮に向けた啓発を進めることを目的としています。

2. 「快適な市民生活の確保に関する条例」一部改正（案）概要

現行条文（別紙記載）に以下の内容を追加および適用する内容となります。

（条文の体裁については、改正手続審査の過程において、趣旨を改変しない範囲での表現の変更が入ります。）

定義 （第 2 条関係）	土地に自立して設置される太陽光発電設備を対象として、条例に適用することを明記します。
環境配慮義務 （第 16 条関係）	太陽光発電設備を設置し、又は管理する者に対して、関係法令で規定の各種基準の遵守を求め、生活環境の保全に努めることを促します。
設置等の届出 （第 17 条関係）	届出が必要となる太陽光発電設備を示します。 ・事業区域面積が 300 平方メートル以上となる設備 ※届出の際に設備を設置する事業者名称、付近の見取図や設備の構造を明らかにする図面等の提出を求めます。
計画の公表 （第 18 条関係）	設備の設置に際して地域住民への周知を求めます。 ・標識の設置を義務づけます。 （設置計画、設置者の住所・氏名や連絡先、事業概要など） ・地域住民との協議を市への届出前に行うことを義務づけます。
設置の制限 （第 19 条関係）	設備の設置について、 <u>届出日から起算して 60 日を経過した後</u> に行うことを定めます。
届出者への指導 （第 20 条関係）	市が届出者に対して、生活環境を保全するために必要な措置をとることに努めるよう、指導・助言・勧告・指示ができるようにします。
立入調査 （第 23 条関係）	市が条例の施行に必要な限度において、他人の土地に立ち入り、設備設置に際して必要な指示・指導を行うことができるようにします。

※意見提出手続（パブリックコメント）の結果を踏まえ、設置の制限に関して、当初、設備設置を届出から「30日後」としていた箇所を「60日後」（波線部分）に変更いたしました。

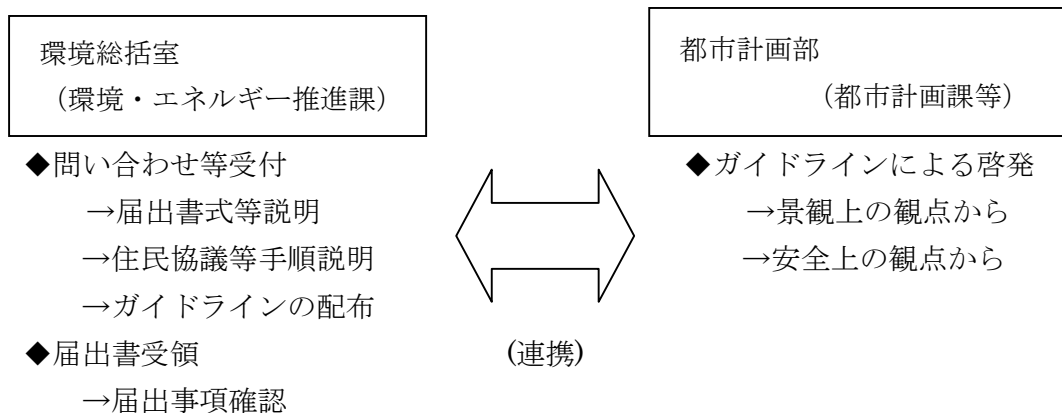
3. ガイドラインについて

事業者に必要な太陽光発電設備の設置に努めてもらうため、「ガイドライン資料」を届出時に配布できるように作成します。ガイドラインでは、以下のポイントについて配慮を求めます。

<配慮ポイント>

- ◆色彩等
 - ・周辺の景観になじむ明度・彩度が低いものにする
 - ・光沢や反射が少ない“黒色”“濃紺色”にする
 - ・模様が目立たないものにする
- ◆設置位置
 - ・尾根線上や傾斜地での設置を避ける
 - ・地形変更・既存樹木の伐採は最小限にとどめる
- ◆安全確保
 - ・設備の適正な設置及び維持管理に努める
 - ・発電事業終了時には責任を持って設備を撤去する

4. 条例改正後の事務フロー



5. 条例施行予定日

平成29年4月1日